

# 鶴見区制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ取扱要綱

制 定 令 和 8 年 3 月 19 日

鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会事務局

## (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、令和 9 年に鶴見区制 100 周年を迎えることを機に制定した、「鶴見区制 100 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）」、「鶴見区制 100 周年記念キャッチフレーズ（以下「キャッチフレーズ」という。）」の使用について、必要な事項を定める。

## (ロゴマーク・キャッチフレーズの使用目的)

第 2 条 ロゴマーク・キャッチフレーズは、鶴見区制 100 周年を祝い、盛り上げ、鶴見区全体の一体感を創出するために使用する。

## (デザイン)

第 3 条 ロゴマークのデザインは、別紙のとおりとする。キャッチフレーズをロゴマークとともに使用する際は鶴見区制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ等使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。ただし、キャッチフレーズはテキストとして使用することを妨げない。

## (使用の届出)

第 4 条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用を希望する者（以下「使用希望者」という。）は、事前に「鶴見区制 100 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用届出書(第 1 号様式)」を鶴見区制 100 周年記念事業実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 報道機関が区制 100 周年の広報を目的で使用する場合
- (2) 鶴見区制 100 周年記念認定事業（共催事業を含む）で使用する場合
- (3) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (4) その他事務局が使用届出を必要としないと特に認める場合

2 事務局は、ロゴマーク・キャッチフレーズ使用の届出（以下「届出」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、その届出等を受理する。

## (横浜市の使用)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、横浜市が行う事業等で使用する場合は、特に前条の届出は必要としない。

## (使用期間)

第 6 条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用する期間は、この要綱を制定した日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(商品等への使用)

第7条 ロゴマーク・キャッチフレーズを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に事務局に相談することとする。なお、第9条の各号に該当するものは商品化を認めない。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用する者は、使用するデザインについて鶴見区制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ等使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

(使用の取消)

第9条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用する者が次の各号に該当する場合、事務局は、その使用禁止を求めることができる。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、事務局はその責めを負わない。

- (1) ガイドラインを遵守しなかった場合、又はこの要綱に違反した場合。
- (2) 他者の財産、プライバシー等を侵害するもの、又は侵害する恐れのあるもの。
- (3) 他者に不利益、損害を与えるもの、又はその恐れのあるもの。
- (4) 公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (5) 犯罪行為、犯罪行為に結びつくもの、又はその恐れのあるもの。
- (6) 前条の規定によらず、営業活動、営利のみを目的とするもの、又はその準備を目的とするもの。
- (7) 他者の名誉、信用を毀損するもの。
- (8) その他、法律、法令、条例に違反するもの、又はその恐れのあるもの。
- (9) 政治活動、選挙運動又は宗教的活動に関するもの。
- (10) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合。
- (11) その他、事務局がロゴマーク・キャッチフレーズを使用させることが不相当と認めるもの。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク・キャッチフレーズの取扱いに係る必要事項は、事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年3月19日から施行し、同日以後の届出に関するものから適用する。

## 鶴見区制 100 周年記念ロゴマーク

ロゴマークの使用についてはガイドラインを参照してください。

RGB JPEG データ：ディスプレイ用



CMYK JPEG データ：カラー印刷用



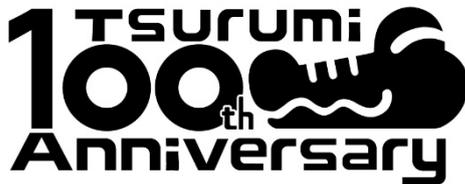
RGB PNG データ：ディスプレイ用



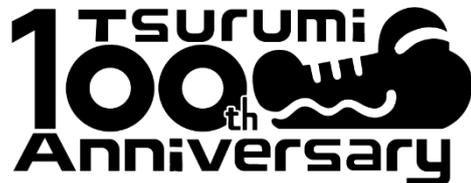
CMYK PNG データ：カラー印刷用



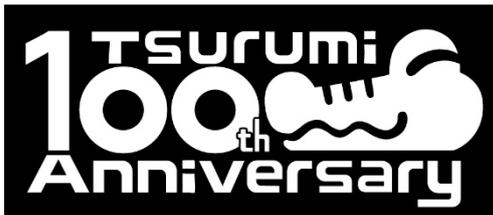
1C JPEG データ



1C PNG データ



1C (反転) JPEG データ



## 鶴見区制 100 周年記念キャッチフレーズ

**鶴見愛 未来もずっとこのまちと**

キャッチフレーズの使用についてはガイドラインを参照してください。

第1号様式（第4条第1項）

鶴見区制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用届出書

令和 年 月 日

鶴見区制100周年記念事業実行委員会事務局

団 体 名  
所 在 地  
代 表 者 名  
(連絡責任者)  
氏 名  
住 所  
電 話  
E-mail

次の行事等について、鶴見区制100周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズを使用したいので届出します。

届出内容

使用する要素	使用する要素にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> ロゴマーク <input type="checkbox"/> キャッチフレーズ
使用の趣旨・目的	
使用方法	該当する使用目的にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 看板類 <input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> 映像 <input type="checkbox"/> 記念品類 <input type="checkbox"/> ウェブサイト <input type="checkbox"/> SNS ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
使用期間(※)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
作成(配布)数	
備考	

※使用期間は令和10年3月31日までの期間としてください。

※商品に使用する場合は、商品化にあたり、事前に下記の事務局までご相談ください。

鶴見区制100周年記念事業実行委員会事務局

T E L : 045-510-1676

F A X : 045-504-7102

E-mail : tr-100th-logo@city.yokohama.lg.jp